

みどり市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

平成24年3月26日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)及びみどり市墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成24年みどり市条例第3号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営の許可の申請)

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可(以下「経営許可」という。)を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、許可を受けようとする墓地等の設置の目的、特性等により、市長が必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 次に掲げる事項(以下「基本的事項」という。)を具体的に記載した経営計画書

- ア 墓地等の設置の趣旨及び目的
- イ 墓地等の名称
- ウ 墓地等の所在地、地目及び面積
- エ 墓地にあつては、墳墓を配置する区域、区画数及び埋葬の有無
- オ 納骨堂にあつては、配置場所、建物の構造、敷地面積、建物延面積及び納骨区画数
- カ 火葬場にあつては、配置場所、建物の構造、敷地面積、建物延面積、火葬炉の方式及び型式並びにその数、公害防止のための装置の種類及びその型式その他火葬場に附属する施設
- キ 墓地等を管理する者の住所及び氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- ク 工事完了年月日

(2) 次に掲げる墓地等の経営に係る財務に関する書類

- ア 墓地等の設置に要する費用の財源内訳書
- イ 墓地等の経営者の財政状況を示す財産目録、貸借対照表等の書類
- ウ 資金計画を示した収支予算書
- エ 墓地等の使用及び維持管理の方法を記載した書類

(3) 墓地等の周囲120メートル以内の区域の河川、湖沼、学校、病院、保育園、公園その

他の公共施設、住宅及び飲用水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図

- (4) 墓地等を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図
  - (5) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面並びに墳墓の区画、通路、給水設備、ごみ処理のための施設を示した平面図及び配置図(構造物を設置する場合は、その配置及び構造を示す図面)
  - (6) 納骨堂及び火葬場にあつては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
  - (7) 墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (8) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
  - (9) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
  - (10) 墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可等を受ける必要がある場合にあつては、当該法令に基づく許可書等の写し又はその許可等の申請の状況を明らかにした書類
  - (11) 申請に係る敷地が借地の場合は、その所有者の使用承諾書
  - (12) その他市長が必要と認める書類
- (変更の許可の申請)

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 基本的事項の変更の計画を記載した変更経営計画書
  - (2) 変更しようとする事項に係る前条第2号から第11号までに掲げる書類で、市長が指定する書類
  - (3) 変更しようとする墓地等について既に受けている第5条に規定する許可書の写し
  - (4) 変更により墓地でなくなる区域がある場合にあつては、改葬が完了していることを証する書類
- (廃止の許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可(以下「廃止許可」という。)を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬が完了していることを証する書類

- (2) 廃止しようとする墓地等について、既に受けている次条に規定する許可書の写し
- (3) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- (4) 申請者が法人(地方公共団体を除く。第8条第2項において同じ。)である場合は、墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類  
(許可書及び不許可書)

第5条 市長は、経営許可、変更許可又は廃止許可の申請があった場合において、これを許可するときは許可書(様式第4号)を、許可しないときは不許可書(様式第5号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(みなし許可の届出)

第6条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止について法第10条の許可があったものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにみなし許可届出書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第11条第1項の規定により法第10条の許可があったものとみなされる場合にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の認可又は承認を受けたことを証する書類の写し
- (2) 法第11条第2項の規定により法第10条の許可があったものとみなされる場合にあつては、同項に規定する認可を受けた事業計画書等の写し(土地利用計画図を含む。)
- (3) 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類
- (4) 墓地又は火葬場の使用及び維持管理の方法を記載した書類
- (5) 現況写真

(墓地等の工事完了届)

第7条 墓地等の経営許可又は変更許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了した場合は、速やかに墓地等工事完了届出書(様式第7号)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(変更の届出等)

第8条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更がある場合には、速やかに墓地等変更届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の名称

- (2) 墓地等の所在地の表示
- (3) 経営者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (4) 経営者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (5) 第2条第1号の経営計画書の基本的事項(墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設に関する事項並びに第1号及び第2号に掲げる事項を除く。)及び第2条第2号の財務に関する書類に係る事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 経営者が法人であつて、当該変更が法人の登記事項の変更を伴うものである場合に  
あつては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 第2条第1号の経営計画書の基本的事項に変更がある場合にあつては、同条第3号から  
第12号までに定める書類のうち、当該変更に係るものとして市長が指定する書類

3 第1項第5号の変更を行う場合は、墓地等の経営者は、市長の承認を得なければならない。  
(墓地等の整備改善命令等の行政処分に係る手続)

第9条 法第19条に規定する墓地等の整備改善又は墓地等の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止の命令及び墓地等の経営許可の取消しに係る手続については、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。